

協議会及び分科会の公開等について

令和4年4月25日
商工労働局

- 1 自由闊達な議論を行う観点から、協議会及び分科会は原則非公開とする。
- 2 ただし、会議冒頭のみマスコミに公開する。
- 3 議事録は公開せず、議事要旨を会議後に公開する。